産業廃棄物対策に関する行政評価・監視の 勧告に伴う改善措置状況(回答)の概要

[調査の実施時期等]

- 1 実施時期 平成15年4月~17年10月
- 2 調査対象機関等 環境省、道府県(10)、保健所設置市(8)、関係団体、事業者等

〔勧告日及び勧告先〕 平成17年10月7日 環境省に対し勧告

[回答年月日] 平成20年3月27日

〔行政評価・監視の背景事情等〕

- 国は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の排出の抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を推進。
- 近年、不法投棄件数は減少傾向にあるものの、依然として多発。

		(平成10年度)	(平成11年度)	(平成12年度)	(平成13年度)	(平成14年度)	(平成15年度)	
•	不法投棄件数:	1, 197	1,049	1,027	1, 150	934	894	(件)
•	不法投棄量:	42.4	43.3	40.3	24. 2	31.8	74.5	(万 t)

- 大規模な不法投棄が新たに発覚。
- ・ 青森・岩手県境(平成12年)、岐阜市(平成15年)、三重県(平成17年)
- 産業廃棄物の適正な管理や最終処分場の確保等による不法投棄防止対策の推進等が喫緊の課題。
- 産業廃棄物の適正処理を推進する観点から、管理票制度の運用状況、最終処分場の確保状況、最終処分量の減量化の実施状況等を 調査。

主な勧告事項

1 委託契約制度の運用の適正化

産業廃棄物の適正な処理の推進を図る観点から、都道府県等に対し、委託契約制度の法定遵守事項に係る周知・啓発の徹底につき所要の助言を行う必要がある。

(説明)

27都道府県の81事業者等(注)を対象に、それぞれが締結している委託契約592件を抽出し、委託契約制度に基づいた義務の履行状況を確認(委託契約締結状況調査)。

(注)事業者等内訳

- ・ 排出事業者 21(事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業者)
- ・ 収集運搬業者 20(排出事業者又は中間処理業者から委託を受けて、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者)
- 中間処理業者20(産業廃棄物の発生から埋立等の最終処分が終了するまでの一連の 処理工程の中途において、産業廃棄物を処分する者)
- ・ 最終処分業者 20(産業廃棄物の最終処分を行う者)



- 63事業者等(77.8%)(延べ77事業者等)において、契約締結に関し法令違反 (例)
 - ・ 排出事業者が、書面での委託契約をしないまま廃棄物の運搬を委託しているもの
 - ・最終処分業の許可が満了し、無許可となった業者と最終処分の契約を継続している もの
 - ・ 委託契約書に、①産業廃棄物の種類、数量、②料金等を記載していないもの



- 法令違反等の発生理由は、制度の不知・理解不足が最も多い
 - ・ 委託基準・再委託基準の不知、理解不足によるもの 48事業等(84.2%)
 - ・ 不注意によるもの
 11事業等(19.3%)

→:「回答」時に確認した改善措置状況

→ 平成 18 年 1 月 23 日に開催した「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当 部局長会議」(以下「全国環境担当部局長会議」という。)の中で、今回の勧告の概要について説明し、各都道府県の産業廃棄物協会等が実施する講習会・ 講演などの機会を通じて産業廃棄物処理業者等に対して委託契約制度や管理票制度の周知を行うなどの具体的な取組例を示すとともに、都道府県及び政令市 (以下「都道府県等」という。)において積極的に制度の法定遵守事項に係る 周知・啓発を進め、適正な運用が行われるよう依頼。

委託契約制度の法定遵守事項については、平成17年12月から毎年、環境省環境調査研修所で実施している「産業廃棄物対策研修」(以下「産廃アカデミー」という。)において、都道府県等の職員(産業廃棄物行政の経験が浅い職員が中心であり、受講した職員が中心となって、各都道府県等内で情報を広めていくことが期待される。)に対して法定遵守事項を示すとともに、契約書を確認する場合の留意点等を示すことにより、委託契約制度の適正な運用に資する教育を実施。

産廃アカデミーは、産業廃棄物の大規模な不法投棄事案が社会問題化し、産業廃棄物に対する国民の関心が高まる中、都道府県等からの産業廃棄物に係る実務的な研修の充実を求める声に応じて創設したものであり、研修内容については、今回の勧告の趣旨を十分反映させ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)、行政処分の指針の解説のほか、不法投棄発生時の対応、立入検査の方法等に関する事例研究を盛り込むなどの充実を図った。

また、勧告の趣旨に基づき、産廃アカデミーの講義の中で示したノウハウ等を都道府県等の中で共有し、産業廃棄物行政の促進に資するため、平成 18 年 11 月 13 日、産廃アカデミーのテキストをすべての都道府県等に配布し、事業者等に対する委託契約制度の法定遵守事項に係る周知・啓発の徹底を依頼。

今後も引き続き、委託契約制度の適正な運用を図るため、排出事業者及び産

関係省が講じた改善措置状況

業廃棄物処理業者(以下「排出事業者等」という。)が法定事項を遵守するよう、全国環境担当部局長会議等を通じて、排出事業者等に対する指導徹底方を 都道府県等に対して依頼していく所存。

なお、その成果については、今後、確認していく。

2 管理票制度の運用の適正化

産業廃棄物の適正な処理の推進を図る観点から、

- ① 都道府県等に対し、管理票制度の法定遵守事項及び排出事業者による産業廃棄物数量の管理票への未記載を防止する方法に係る周知・啓発の徹底について、所要の助言を行うこと。
- ② 都道府県等が行う研修への事業者の等の参加を推進することにより、管理票制度の法定遵守事項に係る周知・啓発の徹底を図るため、当該研修等に対する所要の支援等を行うこと。

(説明)

○ 管理票追跡調査

27都道府県の23排出事業者を対象に、管理票の交付の有無を調査。 このうち管理票を交付していた21排出事業者から交付された59件の管理 票について、当該産業廃棄物の運搬、処理等に関与した69収集運搬業者、 36中間処理業者及び46最終処分業者の延べ172事業者等(実数141事業者 等)の間を追跡。

- 調査結果
- o 23排出事業者のうち2排出事業者は管理票を交付していない
- o 交付した管理票59件のうち42件(71.2%)(延べ62件)において、何らか の法令違反
 - (例)・排出事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に管理票の交付義務があるが、 交付していないもの
 - ・ 排出事業者は、管理票に産業廃棄物の種類、数量等の記載義務があるが自 ら記載せず、収集運搬業者又は中間処理業者に記載させているもの

→① 管理票制度の法定遵守事項及び排出事業者による産業廃棄物数量の管理票への未記載を防止する方法に係る周知・啓発の徹底については、平成17年から毎年開催している産廃アカデミーにおいて、都道府県等の職員に対して法定遵守事項や立入検査時に管理票を確認する場合の確認事項等について講義・事例研究を行うなど、管理票制度の適正な運用に資する教育を実施。

また、勧告の趣旨に基づき、産廃アカデミーの講義の中で示したノウハウ等を都道府県等の中で共有し、産業廃棄物行政の促進に資するため、平成18年11月13日、産廃アカデミーのテキストをすべての都道府県等に配布し、排出事業者に対する管理票制度の適正な運用に係る周知・啓発の徹底を依頼。なお、その成果については、今後、確認していく。

→② 都道府県等が行う研修等に対する所要の支援等については、平成 18 年1 月 23 日に開催した全国環境担当部局長会議において、勧告の概要について説明し、産業廃棄物処理業者等への周知方法として、他の地方公共団体が作成した手引きの活用など、都道府県等が行う研修を充実したものにするための助言を実施。

今後も引き続き、管理票制度の適正な運用を図るため、排出事業者等が法 定事項を遵守するよう、全国環境担当部局長会議等を通じて、排出事業者等 に対する指導徹底方を都道府県等に対して依頼していく所存。

なお、その成果については、今後、確認していく。

関係省が講じた改善措置状況

○ 管理票記載状況調査

27都道府県の81事業者等(注)を対象に、1,579枚の管理票を抽出し、これら事業者等において、法令の規定に従った記載等が行われているかを確認。 (注)季託契約締結状況調査対象に同じ。

主な勧告事項

• 調査結果

57事業者等756件(47.9%)において、最終処分を行う場所の所在地、産業廃棄物の数量等の記載漏れ又は記載誤り。



○ 法令違反等の発生理由は、制度の不知・理解不足が最も多い

・ 管理票制度の不知・理解不足によるもの

27事業等(51.9%)

不注意によるもの

25事業等(48.1%)

導法精神の欠如によるもの

16事業等(30.8%)

○ 調査対象18都道府県等における事業者等を対象とした委託基準、管理の 運用に係る啓発事業の実施状況(平成15年度)

• 啓発事業未実施

1都道府県等

・ 排出事業者を対象とした啓発事業未実施

1都道府県等

・ 排出事業者以外を対象とした啓発事業未実施

3都道府県等

○ 管理票制度に重きをおいた研修の受講率

・ 法令違反等事例がない事業者等

75.0%

・ 法令違反等事例がある事業者等

50.0%

3 都道府県等による立入検査の効果的な実施

産業廃棄物の適正な処理の推進を図る観点から、

- ① 委託契約制度と管理票制度に係る個別の法定遵守事項や中間処理 に係る廃棄物の受入量、処理量及び処理後の産業廃棄物の搬出量を 適切に検査できるよう、立入検査表の見直しや検査事項を盛り込ん だ立入検査マニュアル等の作成等を行い、都道府県等に示すこと。
- ② 都道府県等に対し、①の立入検査表やマニュアル等を踏まえた実 効性のある立入検査を行うよう要請すること。

→① 立入検査マニュアル等の作成については、近年、産業廃棄物処理業者による不適正処理の手口がますます悪質化、巧妙化していることを踏まえ、都道府県等の職員が適切かつ効果的な立入検査を行えるよう、平成 17 年 12 月に、立入検査時に確認すべきポイントやトラブルの対処方法を示したテキストを作成し、都道府県等に配布。本テキストは産廃アカデミーの講義の中で使用されるものであるが、従来の立入検査マニュアルと併せて、立入検査時に都道府県等の職員が参考にするマニュアルとして位置付けられるもの。

また、立入検査表(案)の見直しについては、都道府県等の職員が悪質業者等に対して効果的な立入検査を行えるよう、平成4年以降累次の廃棄物処理

主な勧告事項

(説明)

- 環境省は、立入検査における確認事項について、現在に至るまで、法改 正により追加された法定遵守事項を確認できるような立入検査表の見直 しやマニュアル等の作成を未実施。
- 環境省は、受入先ごとの受入量、処分方法ごとの処分量及び処分後の産業 廃棄物の搬出先ごとの持出量について、確認できるような立入検査表の見 直しやマニュアル等を未作成。
- 調査対象18都道府県等のうち
 - ・ 委託契約の締結及び管理票制度の励行を確認していないもの 4都道府県等
 - ・ 立入検査時において法令違反等事例を把握していないもの 14都道府県等

4 最終処分場の確保の促進

最終処分場を確保することにより産業廃棄物の適正な処理を図る観点から、最終処分場の残余年数がひっ迫している首都圏等の地域を中心として、廃棄物処理センターの設立やモデル的整備事業の実施を通じた公共の関与による最終処分場の設置の促進を始めとする残存容量のひっ迫の改善方策について、関係都道府県が協調して取り組むよう働きかける等の対策を講ずる必要がある。

(説明)

○ 最終処分場の残余年数は、特に首都圏においてひっ迫

(平成15年度当初における残余年数[総務省試算])

1年未満のもの 5都道府県(うち首都圏 2)

1年水洞のもの
 1年以上2年未満のもの
 8都道府県(うち首都圏 2)

・2年以上3年未満のもの 5都道府県(うち首都圏 1)

3年以上10年未満のもの 22都道府県(うち首都圏 2)

・ 10年以上のもの 7都道府県

- 廃棄物処理センターの指定制度の創設(平成3年度)
 - → 16都道府県の16センターが指定

ただし、首都圏では神奈川県及び茨城県のみ(平成17年8月現在)。

関係省が講じた改善措置状況

法等の改正によって規制が強化された事項を盛り込んだ立入検査表の案を作成し、平成20年度の早い時期に都道府県等に提示する措置を講ずる所存。

→② 平成 18 年 1 月 23 日に開催された全国環境担当部局長会議において、勧告の概要について説明し、上記マニュアルの内容を踏まえて、実効性のある立入検査を行うよう要請。

今後も引き続き、立入検査を実効性があるものとするため、全国環境担当 部局長会議等を通じて、都道府県等に対して産廃アカデミーの受講やマニュ アルの活用等を要請していく所存。

→ 最終処分場の残余年数のひっ追に対する公共の関与による関係都道府県の取組への働きかけについては、首都圏等を中心とした都道府県等の職員と学識経験者等から成る「公共関与による施設整備等に係る調査検討委員会」を開催し、公共の関与を中心とした施設の確保等に関する検討を平成17年11月から開始し、18年3月に「新たな公共関与最終処分場整備については、災害等の不測の事態も考慮に入れ、引き続き産業廃棄物処理動向や産業構造の変化等を注視する必要があり、今後の安定的な処理体制の確保の観点から引き続き検討の必要がある。」との方向性が提示されたところ。

本委員会での公共の関与による産業廃棄物処理施設の設置の必要性についての議論を踏まえ、今後も引き続き、公共の関与を中心とした施設の確保等について検討していく所存。

なお、公共の関与による産業廃棄物処理施設の整備については、首都圏において、神奈川県営の最終処分場(埋立容量 54 万㎡)が環境省の国庫補助事業である産業廃棄物処理施設モデル的整備事業として整備され、平成 18 年 6 月から供用開始。

その他、最終処分量の削減に大きく寄与する公共の関与による総合リサイクル施設が整備され、埼玉県では平成18年6月から、東京都では18年8月から、それぞれ

<u> </u>	PR 15 (10) 25 # 10 15 71 75 [# FF [15 15]			
主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況			
○ モデル的整備事業(国庫補助事業)の創設(平成12年度)→ 稼働中のもの2処分場、建設中のもの5処分場ただし、首都圏では、建設中及び稼働中のものは各1処分場(平成17	全施設の供用開始。			
年8月現在)。 ○ このような状況に対し、環境省は公共の関与による最終処分場の設置の促進 ***********************************				
を始めとする残存容量のひっ迫の改善方策を講ずることについて、関係都道 府県が協調して取り組むよう強く働きかけるなどの措置を講じていない。				